

第 3 2 号議案

東京都台東区基本構想の議決に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めるため提出します。

東京都台東区基本構想の議決に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、東京都台東区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。